

松本深志高等学校地域フォーラム「鼎談深志」要綱

松本深志高等学校生徒会
松本深志高等学校教職員
松本深志高等学校近隣五町会

私たち松本深志高等学校、生徒、教職員、近隣五町会は、ともに協働し、松本深志高等学校を取り巻く地域コミュニティのよりよい関係を目指し、広範な対話と工夫を尽くして課題を解決するためにこの要綱を定める。

第1条 (目的)

本校生徒、教職員、近隣五町会の参加を得て三者「鼎」とし、本校を取り巻く地域コミュニティのよりよい関係を目指し、防災、災害準備を含め松本深志高等学校とその近隣住民の間の課題を解決するため三者「鼎」が協議する会を設置する。

第2条 (名称)

この会の名称は、「鼎談深志」とする。

第3条 (組織)

「鼎談深志」は、生徒、教職員、五町会の代表によって構成する。

- (1) 生徒の代表 (生徒会長、応援団管理委員会団長、地域交流委員長各1名)
- (2) 教職員代表 (教頭、生徒部長、生徒会主任、地域交流委員会顧問)
- (3) 地域の代表 (蟻ヶ崎北町会長・蟻ヶ崎東町会長・蟻ヶ崎西町会長・蟻ヶ崎深志ヶ丘町会長・沢村町会長)
- (4) 事務局 (事務局は、構成3団体代表から選出した各1名の事務局員、計3名が協力し任にあたる。)

第4条 (運営)

- (1) 定例会は、年一回開催する。三者何れかの要請に基づいて、臨時会を開催することができる。「鼎談深志」の招集と運営は事務局が行う。
- (2) 必要に応じて、関係する生徒、教職員、近隣五町会住民、さらに、保護者、同窓会、教育関係者、行政職員等の参加を求める。

第5条 (協議事項)

「鼎談深志」は、より良い地域コミュニティづくりのために、学校と近隣地域に関わる課題を協議することができる。

第6条 (議事運営)

議事運営について、次のように定める。

- (1) 代表者が出席できない場合は、代表者が指名する代理人の出席を認める。
- (2) 代表者(代理出席者)、ならびに課題によって招集した参加者も発言できる。
- (3) 「鼎談深志」で協議された内容は、各団体に報告するとともに、課題改善のために工夫し努力する。

第7条 (組織の見直し)

「鼎談深志」は、発足後五年ごとに組織の見直しを行う。

附 則 この要項は、平成29年(2017年)5月27日から施行する。